

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|------------|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和5年6月3日 07時00分ごろ |
| 発生場所 | 兵庫県淡路市江井港北西方沖 江井港西防波堤灯台から真方位324° 3.2海里付近 (概位 北緯34° 30.8′ 東経134° 47.5′) |
| 事故の概要 | 漁船新生丸は、えい網中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年7月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 主機及び操舵室内機器に濡損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期 淡路市には、6月3日03時10分に強風注意報及び波浪注意報が 発表され、本事故当時も継続中であった。 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船びき網船団の網船で、船長が1人で乗り組み、もう1隻の網船及び漁獲物運搬船（以下「運搬船」という。）と3隻で船団を構成し、播磨灘においてしらす漁を行っていた。</p> <p>本船が行う船びき網漁は、1つの網を左右に約50m離れた2隻の網船により約1～2ノット（kn）の対地速力でえい網し、運搬船が網船を先導するものである。（図1参照）</p>  <p>図1 船びき網漁（イメージ）</p> <p>本船は、網の右側に位置してもう1隻の網船と共にえい網中、船長が、運搬船が左転していることに気付いて約60°の左舵を取ったところ、船尾から繰り出していたえい網ロープが左舷方に振れて船体が</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>網の重さにより左舷船尾方に傾き、波が舷側を越え船尾甲板に流入して左舷船尾部が水没し、約2分後に左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、操舵室を出て海に飛び込み、転覆した本船の船底に自力で上がった後、運搬船に救助された。</p> <p>運搬船の船長は、本事故の発生を118番通報した。</p> <p>本船は、運搬船及びもう1隻の網船にえい航されて、淡路市育波漁港<small>いくは</small>に戻った。</p> <p>船長は、左舵を大きく取らず、ゆっくりと左転すべきであったと本事故後に思った。</p> <p>本船の海面から左舷船尾の舷側までの高さは約30cmであった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | <p>本船は、船びき網船団の網船として網の右側をえい網中、船長が、約60°の左舵を取ったことから、船尾から繰り出していたえい網ロープが左舷方に振れて船体が網の重さにより左舷船尾方に傾斜し、波が舷側を越え船尾甲板に流入して左舷船尾部が水没し、転覆したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、船びき網船団の網船として網の右側をえい網中、船長が、約60°の左舵を取ったため、船尾から繰り出していたえい網ロープが左舷方に振れて船体が網の重さにより左舷船尾方に傾斜し、波が舷側を越え船尾甲板に流入して左舷船尾部が水没し、転覆したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網船の船長は、えい網中、不用意に舵を大きく取らないこと。 |